

この協定は、本部を日本の東京都大田区蒲田 5-10-2 に置く全日本港湾労働組合（以下「全港湾」という）本部をアメリカ合衆国の 1188 Franklin Street, San Francisco, California 94109 に置く International Longshore and Warehouse Union（以下「ILWU」という）との間で、2018年6月7日にポートランドで締結された。

全港湾と ILWU が 2000 年 5 月 1 日、2003 年 6 月 5 日、2006 年 5 月 15 日、2009 年 6 月 9 日、2012 年 6 月 6 日、2015 年 6 月 10 日に調印した両者の団結声明によって確立された友好と連帯の強化を維持、継続したいと望むがゆえに、日本、アメリカ及び国際的にすべての港の港湾労働者と運輸労働者が、多国籍使用者及び政府の規制と介入に関して多くの同様の問題、関心及び経験を共有するがゆえに、全港湾と ILWU は友好、連帯及び意見交換の継続から相互に利益を得るがゆえに、全港湾と ILWU は、以下の事項について合意する。

1. 日米両国における組合員とその家族のために労働条件、労働組合の権利、ならびに生活水準、社会福祉を充実させるために、日米両国における港湾および運輸産業の労働組合活動を昂揚させるようあらゆる合法的努力を行うこと。また、世界中で働く同産業の労働者の生活水準を向上させることも両組合共通の目的である。
2. 両組合の自国における政治的、経済的および社会的立場を尊重すること。
3. 両組合が自国における組合と政府機関または高官との会合、交渉を強化するために、緊密かつ継続的に連絡、協力をはかること。
4. 両組合の長年にわたる関係と友情を強化するために、今後も連絡を取り合い、代表団の交流をはかること。

この協定は 2018 年 6 月 7 日から 2021 年 6 月 7 日まで有効とする。

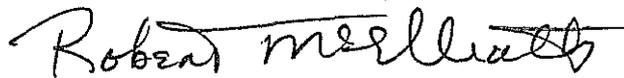
当事者は、本日 2018 年 6 月 7 日、それぞれの代表責任者が組合印を捺印、署名することにより、この協定を発効させる。

全日本港湾労働組合
書記長 真島勝重



INTERNATIONAL LONGSHORE AND WAREHOUSE UNION

国際委員長 Robert McEllrath, International President



国際副委員長 Wesley Furtado, International Vice President



国際副委員長 Ray Familathe, International Vice President



財政部長 William Adams, International Secretary Treasurer

